

IFRS 第5号

売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

本基準の目的は、売却目的で保有する非流動資産の会計処理、非継続事業の表示及び開示を定めることである。特に、本基準は次のことを要求している。

- (a) 売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額か売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定し、当該資産の減価償却は中止する。
- (b) 売却目的保有に分類される資産及び売却目的保有に分類される処分グループに含まれる資産及び負債は、財政状態計算書上区分表示する。
- (c) 非継続事業の経営成績は、包括利益計算書上区分表示する。

本基準の主な特徴は次のとおりである。

- (a) 「売却目的保有」という区分を採用している。
- (b) 処分グループ、すなわち処分、売却又はその他の方法により、単一の取引として処分される資産のグループ及びそれらの資産に直接関連し当該取引で移転される負債という考え方を導入している。
- (c) 事業が売却目的保有に分類される要件を満たすときか、又は企業が事業を処分したときに、事業を非継続事業に分類している。

企業は、非流動資産（又は処分グループ）の帳簿価額が、継続的使用よりも主として売却取引により回収される場合には、当該資産（又は処分グループ）を売却目的保有に分類しなければならない。

これに該当するためには、資産（または処分グループ）は、当該資産（又は処分グループ）の売却において通常又は慣例的な条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能でなければならず、その売却の可能性が非常に高くなければならない。

売却の可能性が非常に高いといえるためには、適切な地位の経営者が当該資産（又は処分グループ）の売却計画の実行を確約していなければならず、買手を探し売却計画を完了させる活発な計画が開始されていなければならない。さらに、資産（又は処分グループ）は積極的に売り込まれており、その販売価格は現在の公正価値との関係において合理的なものでなければならない。加えて、第 9 項において認められる場合を除き、当該売却は、分類した日から 1 年以内で売却が完了したものと認識される要件を満たす予定でなければならず、計画を完了させるために必要な行動により、計画に重要な変更が行われたり計画が撤回されたりする可能性が低いことが示唆されていなければならない。

非継続事業とは、すでに処分されたか又は売却目的保有に分類されている企業の構成単位で、次のいずれかに該当するものである。

- (a) 独立の主要な事業分野又は営業地域を表す。
- (b) 独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する、統一された計画の一部である。
- (c) 転売のみのために取得した子会社である。

企業の構成単位とは営業活動上及び財務報告上、企業の他の部分から明らかに区分できる営業活動及びキャッシュ・フローをいう。言い換えると、企業の構成単位は、使用目的で保有されている間は、単一の資金生成単位、又は資金生成単位のグループとなる。

企業は、廃棄予定の非流動資産（又は処分グループ）を売却目的保有に分類してはならない。これは、その帳簿価額が主として継続的使用により回収されるからである。